

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>整備方針1(居住環境の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よりよい住環境を整備することにより人口の定着をはかる。 ・わかりやすい住居表示板の設置を行うことで居住者・訪問者にやさしくて安全なまちづくりをする。 	<p>高質空間形成施設(基幹事業) 土地区画整理事業(関連事業) 住居表示板設置事業(関連事業) 道路事業(基幹事業)</p>
<p>整備方針2(中心市街地の活性化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス(まめバス)停留所にシェルターを設置し、ターミナルの機能を向上させる。 ・毎年冬の季節にイルミネーションを設置し、まちの賑わいを創出する。 ・バスターミナルのアクセス道路を整備し利便性を高める。 ・防犯灯・街路灯を設置することでまちのイメージを明るくし、まちの活性化を図る。 ・車止を設置することで安全な歩行者空間を創出する。 	<p>地域創造支援事業(提案事業) 高質空間形成施設(基幹事業) 道路事業(基幹事業) イルミネーション装飾事業(関連事業)</p>
<p>整備方針3(交通環境の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閑宿地区の主要な幹線道路である主要地方道結城野田線と主要地方道我孫子閑宿線を連絡することにより通過交通を円滑に処理し、当地区における慢性的な渋滞を緩和する。 	<p>道路事業(基幹事業) 道路事業(関連事業)</p>
<p>その他</p>	